

絶対に やってはいけない 「会社の人事」

少子高齢化の日本において、会社経営の重要な経営視点は、多様な人材の活躍の成否を担う「人事」であることは明かです。

国の施策においても少子高齢化を背景に、同一労働同一賃金による非正規雇用問題の改善や女性の活躍推進に向けた法改正が次々と行われる一方、働く人の就業意識が変化している等、人事を取り巻く環境はこれまでにない変化をしています。

一方、会社の人事は、いまだ旧態依然の固定概念が強い部分があり、社会通念や常識とは大きくかけ離れた側面を持つことも事実です。

今回は人事や総務、あるいは経営陣の方々が絶対にやってはいけない間違えた人事、絶対にやってはいけないのに間違えやすい問題について事例を交えながら解説いたします。

日時

令和3年

6月16日(水)
10:00~16:30

講師



社会保険労務士法人 トムズコンサルタント
特定社会保険労務士

小宮 弘子 氏

開催方法

Webセミナー
(Zoomウェビナー使用)

受講料

10,000円 (消費税込)/名

講義内容

1. やってはいけない賃金制度

- (1) やってはいけない「定期昇給」
- (2) やってはいけない「年俸制導入」
- (3) やってはいけない「本人まかせの時間外手当」
- (4) やってはいけない「累進的退職金制度」

3. やってはいけない無責任管理

- (1) やってはいけない「長時間労働の放置」
- (2) やってはいけない「ハラスメントの放置」
- (3) やってはいけない「いいかげんな復職判定」
- (4) やってはいけない「管理職教育の放棄」
- (5) やってはいけない「今までやってきたことから」

5. やってはいけない会社のルール

- (1) やってはいけない「経営者の個人的発言」
- (2) やってはいけない「挨拶のない会社」
- (3) やってはいけない「儀礼だらけの会社」
- (4) やってはいけない「会議の長い会社」
- (5) やってはいけない「社内資料にこだわる会社」
- (6) やってはいけない「感謝の心のない経営」

2. やってはいけない採用・試用期間・解雇

- (1) やってはいけない「とりあえず本採用」
- (2) やってはいけない「ローパフォーマーの放置」
- (3) やってはいけない「クビ発言」
- (4) やってはいけない「待遇の決め方」
- (5) やってはいけない「雇用契約の運用」

4. やってはいけない人事制度

- (1) やってはいけない「働き方(型)の評価」
- (2) やってはいけない「ぶら下がり正社員制度」
- (3) やってはいけない「温情的・感覚的評価」
- (4) やってはいけない「形骸化した目標管理制度」
- (5) やってはいけない「限定正社員の運用」

申込方法

① FAXまたは郵送

下記受講申込書に必要事項を記入の上、FAX または郵送

② ホームページ

当協会ホームページの「インターネットから申込み」より申込み
※折り返し、受講票と受講料振込用紙を送付いたします。なお、お申込み後
2週間を経過しても届かない場合は、お手数ですが右記問い合わせ先まで
ご連絡ください。

お問い合わせ

公益財団法人

愛知県労働協会 労働教育グループ

〒450-0002

名古屋市南村区名駅四丁目4-38 ウィンクあいち17階

TEL: 052-485-7154 E-mail: rodo@ailabor.or.jp

ホームページ <http://www.ailabor.or.jp/>

お申込みは切り取らず、A4のままFAXでお送りください。 FAX 052-583-0585

令和3年度 絶対にやってはいけない「会社の人事」 受講申込書

Y3

受講者氏名	フリガナ		連絡者及び連絡先住所 (勤務先・自宅) ○印をつけてください	
	性別	年齢	〒	TEL
		住所	(日中連絡のつく番号をご記入ください)	
		会社名/団体名	部署名	
			連絡者氏名	
受講者【E-mail】 (招待用URL送付先)				

※受講申込み頂きました個人情報(氏名・住所等)は、お問合せや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使わせていただきます。これらの目的以外には、一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取り扱います。)